

神戸市立工業高等専門学校発明委員会規程

2023年6月1日

規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、神戸市立工業高等専門学校発明規程第3条の規定に基づき、神戸市立工業高等専門学校発明委員会（以下「発明委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 発明委員会は、教務主事（教育）、教務主事（研究）、学生主事、地域協働研究センター長、総合情報センター長及び事務室長をもって構成する。

(審議事項)

第3条 発明委員会は、校長の諮問に応じ、教職員等の発明に関する以下の事項について審議する。

- (1) 発明に関する権利の帰属に関すること。
- (2) 特許等の出願の方針に関すること。
- (3) 職務発明の認定に関すること。
- (4) 職務発明の場合の教職員等に対する補償に関すること。

2 発明委員会は、知的財産権に関する事項について、校長に意見を述べるができる。

(委員長)

第4条 発明委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、地域協働研究センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、発明委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がこれを代理又は代行する。

(意見の聴取)

第5条 発明委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃については、発明委員会で協議する。

(事務処理)

第7条 発明委員会に係る事務は、事務室総務課が処理する。

附 則

- 1 この規程は、2023年6月1日から施行する。
- 2 旧神戸市立工業高等専門学校の規程等に関し必要な措置を定める規程（2023年規程第7号）別表の神戸市立工業高等専門学校発明委員会規程の項を削る。